

平成24年7月12日

町民各位

せたな町長 高橋 貞光

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請について

国民健康保険には、限度額適用認定証を医療機関等に提示することで、入院及び外来で自己負担限度額以上の支払いをする必要がなくなり、医療を受ける際の窓口負担額の軽減を受けることができる制度があります。（住民税非課税世帯の場合、入院の際の食事代も減額されます。）

入院等で認定を受ける必要がある方は、随時受付しておりますので、役場担当窓口へ申請をして下さい。（手続きは代理の方でも可能です。）

なお、前年までの国民健康保険税を滞納されている世帯の方は証交付を受けることができません。

◆ 既に認定証が交付されている方も更新手続きが必要です

現在認定証をお持ちの方も、認定証は7月31日で有効期限切れとなりますので、8月1日から使用できる新しい認定証の交付申請手続きが必要となります。継続して必要な方は、お早めに役場担当窓口へ申請をして下さい。

◆ 持参するもの

- 印鑑、被保険者証
- 「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」
（平成24年7月31日有効期限の証をお持ちの方）

お問い合わせ

せたな町役場町民児童課国保医療係	☎0137-84-5111
瀬棚総合支所地域町民課国保高齢者医療係	☎0137-87-3311
大成総合支所地域町民課国保高齢者医療係	☎01398-4-5511